

Ⅱ. 「記録訂正による年金額（年額）の増額」の状況

「記録訂正による年金額（年額）の増額」の件数の状況について

1 「記録訂正による年金額（年額）の増額」の件数の状況

年金記録問題への取組状況については、毎週、その進捗状況について公表しているところであるが、そのうち、「記録訂正による年金額（年額）の増額」の件数については、5月になってやや減少傾向となっている。（別添参照）

2 再裁定申出書の提出・受付状況等に係る調査結果

（1）調査の趣旨

「記録訂正による年金額（年額）の増額」に係る事務処理は、ねんきん特別便の処理等を受けてのご本人からの再裁定申出書の提出により生じるものであることから、今回、再裁定申出書の提出・受付状況等について調査を行った。

（2）調査結果

本年6月初旬に、各ブロック本部を通じて、各都道府県における再裁定申出書の提出・受付状況等について調査を行った結果は、以下のとおり。

① 再裁定申出書のご本人からの提出状況（本年1～3月との比較）

ア 増加している	5 県
イ 減少している	25 道県
ウ 変わらない	17 都府県

② 再裁定申出書の受付処理^{（注）}の遅滞状況

ア 遅滞している事務所がある	0 都道府県
イ 遅滞している事務所はない	47 都道府県

（注）「再裁定申出書の受付処理」とは、ご本人から提出いただいた再裁定申出書を受付簿に入力する処理。

なお、再裁定申出書の受付処理の後、機構本部への進達に至っていない件数については、1月8日時点の3.0万件から6月4日時点で1.1万件まで減少している。受付から進達までの平均処理期間も、6月4日時点で0.5か月となっており、工程表上の目標を満たしている。

③ 今後の受付件数の見込み

ア 増加する	10 府県
イ 減少する	6 県
ウ 変わらない	31 都道府県

(3) 調査結果のまとめ

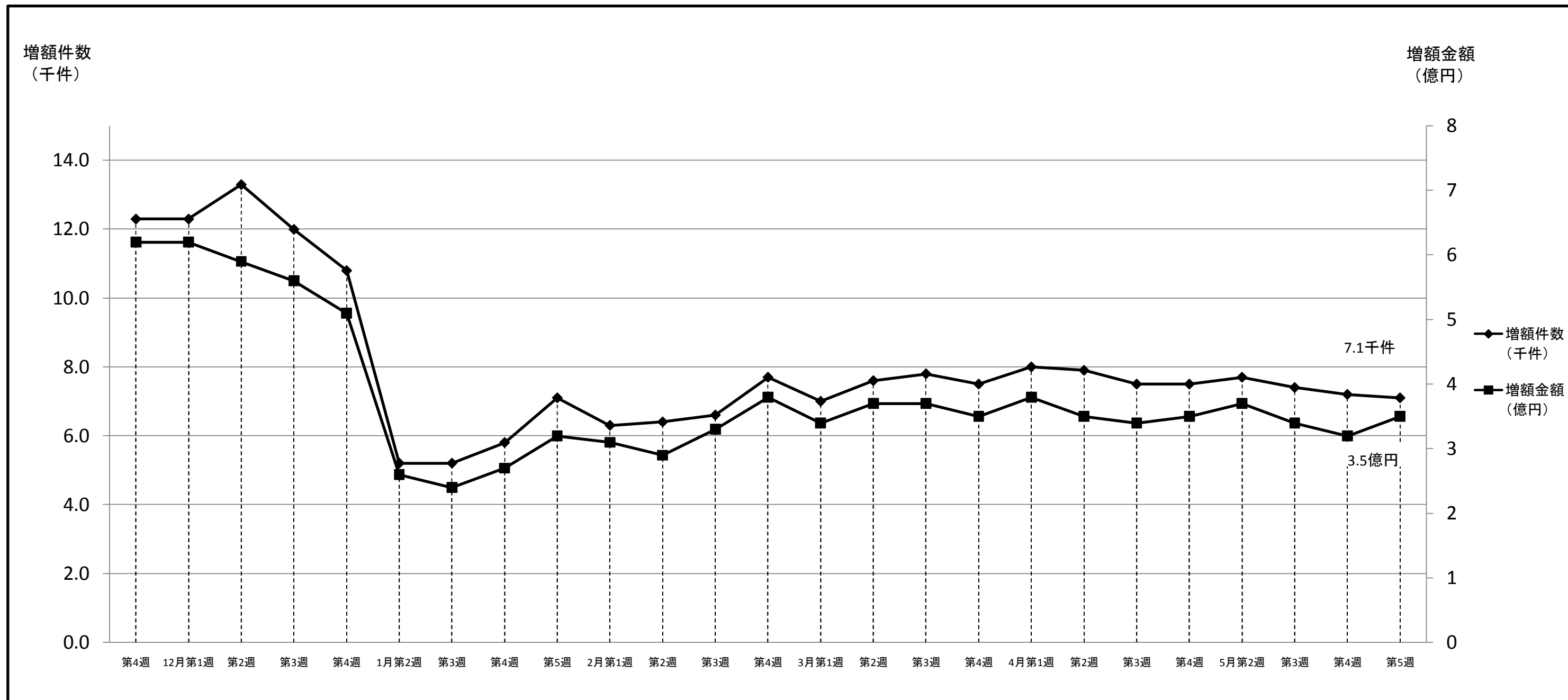
- ① 1～3月と比べ6月の再裁定申出書のご本人からの提出状況については、全体としては減少傾向にある。
 - ・特に、北海道、東北、中国、四国、九州においては、「減少している」としている道県が多くなっている。
 - ・一方、東京、神奈川、千葉、愛知、大阪、兵庫など大都市圏の都府県においては、受付状況は「変わらない」としている。
- ② 再裁定申出書の受付処理については、すべての年金事務所で遅滞なく処理されている状況にある。
- ③ 今後の受付件数の見込みについては、ねんきん特別便の処理が進んだことによる減少分と、受給者等への標準報酬等のお知らせや厚生年金基金記録との突合せなどによる増加分とが相まって、「変わらない」との見込みが大多数を占めている。

⇒ 以上の調査結果を踏まえると、「記録訂正による年金額（年額）の増額」の件数については、当分の間は、毎週6～7千件程度で推移し、ある時期以降は緩やかに減少していくものと推測される。

(注) 今後作業が進められていく厚生年金基金記録との突合せや紙台帳等とコンピュータ記録の突合せなどの状況によっては、一定の時期において、「記録訂正による年金額（年額）の増額」の件数が増加する可能性もある。

記録訂正による年金額(年額)の増額

別添



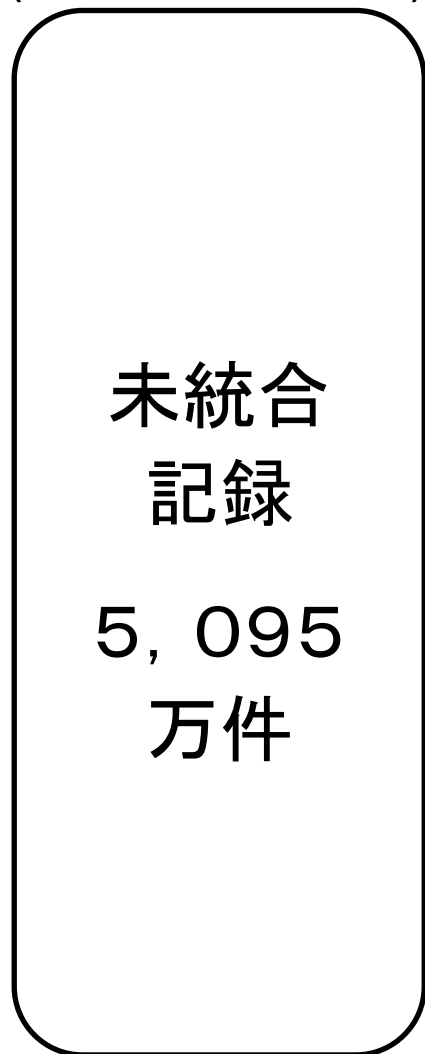
	11月	12月				1月				2月				3月				4月				5月			
	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週
増額件数(千件)	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7	7.4	7.2	7.1
増額金額(億円)	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7	3.4	3.2	3.5

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

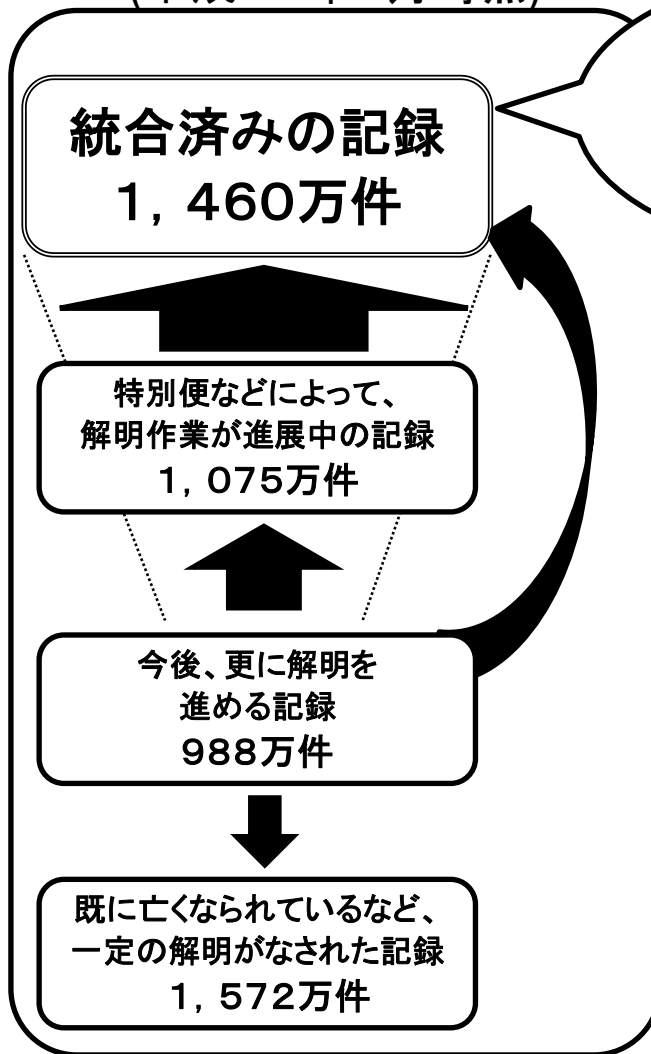
Ⅲ. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年6月）

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年6月時点)



平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,460万件が
統合済み

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1460万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は988万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(22年6月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1460万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1572万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	589万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	486万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	988万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成22年6月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1460万件【19年12月より1150万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、589万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1572万件【19年12月より332万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、988万件【19年12月より1457万件減少】
- 住基ネットの活用等により、486万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成22年6月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	3,032	59.5%	1,482	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	404	7.9%	44	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			179	3.5%	179	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	564	11.1%	104	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	359	7.0%	-61	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,460	28.7%	1,150	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	589	11.6%	-583	・ 記録の統合が進んだことによる減 (※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数)
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	185	3.6%	-150	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	410	8.0%	-436	
6 解明作業が進展中の記録			486	9.5%	486	・ 解明作業の進展による増 ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			77	1.5%	77	
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			307	6.0%	307	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			74	1.5%	74	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			28	0.5%	28	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	988	19.4%	-1,457	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

- 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 「平成22年6月」は、平成22年6月2日時点のデータをベースに作成